

年企発 1110 第 1 号
3 経営第 1924 号
令和 3 年 11 月 10 日

独立行政法人農業者年金基金
理事長 西 惠正 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

農 林 水 産 省 経 営 局 経 営 政 策 課 長

平成 13 年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の
性別の記載について

令和 3 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から法令等
によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の見直しに関する提
案があったところです。

このため、平成 13 年改正前の農業者年金基金法施行規則（昭和 45 年厚生省・
農林省令第 2 号）第 24 条第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 25 条第 1 項、第 26
条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づく裁定請求書の性別の記載に当た
り、貴基金が定める裁定請求書の様式において、選択肢をなくし自由記載に
するよう対応をお願いします。